

令和3年12月21日

東日本大震災に係る災害援護資金の 償還期間延長等を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市長 郡 和 子

石巻市長 齋 藤 正 美

東日本大震災に係る災害援護資金の 償還期間延長等を求める要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年9か月が経過いたしました。これまで国においては、震災からの復旧復興に資する手厚い財政支援、各種制度を創設いただき、心より感謝申し上げます。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯における当面の生活再建資金を融通する「災害援護資金」制度についても、償還期間や貸付利率等について、特段の配慮をいただいたところです。

本県では、地震津波等による人的被害・住家被害が大規模かつ広範囲に及んだこと等から、市町村を通じて、県全体で約2万4,000件、約409億円の「災害援護資金」を被災者の方々に貸し付けており、うち、県が貸付原資の3分の1を負担している31市町村（仙台市を除く）については、約8,900件、約176億円の貸付実績となっております。

しかしながら、「災害援護資金」の貸付は、所得が一定額に満たない世帯を対象としており、震災から相当の期間が経過した現在においても生活困窮から抜け出すことができない方々が相当数いらっしゃるほか、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等も相まって、当初の約定どおりの償還が困難となる事例が急増しており、県内市町村からは、県及び国からの貸付金に係る償還期間の延長等を求める切実な声が寄せられているところです。

県が市町村（仙台市を含む）に行った直近の償還状況等調査では、貸付総額の4分の1超に相当する約105億円が滞納見込みとなっており、昨今の社会状況を踏まえると、滞納見込額は今後一層増加することも懸念されます。

県及び市町村では、貸付決定以降、担当者会議や研修等を定期的・継続的に開催し、支払猶予制度の利用や法的措置を含め、借受人個々の事情に応じ、適正な債権管理に鋭意努めてきたところですが、国に対する償還期間の延長がなされない場合、借受人からの多額の未償還分を県及び市町村が立て替えて、一括して国に支払わなければならないこととなり、各自治体の財政運営に著しい支障が生ずることとなります。

また、償還免除については、「借受人の死亡」や「精神又は身体の著しい障害により償還することが困難」、「10年無資力」等の償還免除に係る明確な運用基準が明示されないこと等から、相続調査や生活状況の把握等の事務に多くの事務負担が生じている上、償還免除による県及び仙台市の財政負担（免除額の3分の1）についても、財政運営上、大きな影響が生じるおそれがあると認識しております。

さらに、約定どおりの償還が困難な方々の増加に伴い、市町村の債権管理・回収に要するマンパワーや事務経費等は嵩む一方で、東日本大震災においては、その経費に充てるべき利子が軽減されていることもあり、当該費用負担を賄い切れない状況にあります。

以上を踏まえて、次のとおり要望いたします。

1 災害援護資金の貸付財源である国貸付金の償還期間延長

償還期限を迎えても、なお未回収となる「災害援護資金」の償還について、県及び仙台市の国に対する償還期間が延長されるよう、阪神・淡路大震災の例に倣い、所要の法令等改正を行うこと。

2 償還免除に係る運用基準の明確化等

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく償還免除について、自治体と協議の上、具体的な運用基準を明示すること。

また、自治体が償還免除を行った場合については、国も自治体の判断を尊重し、速やかに国貸付金の償還免除を行うこと。

3 債権管理及び償還免除に伴う自治体負担等への財政支援

「災害援護資金」の貸付利子は市町村の運営事務費等に見合うものとされているが、特例により無利子となる案件が多数あること、未曾有の大規模災害のため、市町村の債権管理経費が想定を超える状況にあること等から、これらに対する財政支援を講じること。

また、償還免除に伴う貸付原資の自治体負担分について、必要な財政措置等を講ずること。

【参考資料】

1 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の被害状況【抜粋】

県名	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
宮城県 (仙台市含む)	10,567人	1,217人	4,148人	83,005棟	155,130棟	224,202棟
うち仙台市	923人	27人	2,275人	30,034棟	109,609棟	116,046棟
うち石巻市	3,553人	417人	不明	20,044棟	13,049棟	19,948棟
青森県	3人	1人	110人	308棟	701棟	1,005棟
岩手県	5,145人	1,111人	213人	19,508棟	6,571棟	19,065棟
福島県	3,920人	224人	183人	15,435棟	82,783棟	141,054棟
茨城県	66人	1人	714人	2,637棟	25,054棟	190,400棟
千葉県	22人	2人	268人	807棟	10,311棟	57,439棟

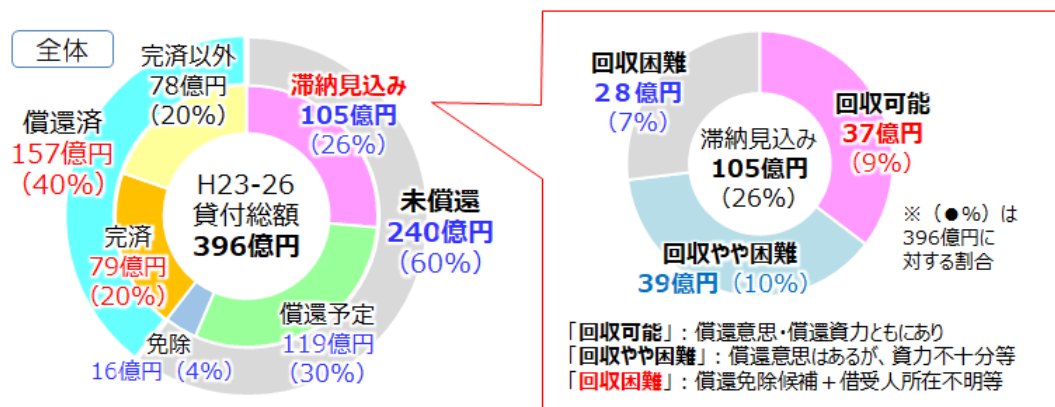
【出典】消防庁資料・宮城県資料

2 東日本大震災に係る災害援護資金の貸付状況【抜粋】

県名	貸付件数	貸付総額
宮城県 (仙台市含む)	24,004件	409.0億円
うち仙台市	15,137件	233.6億円
うち石巻市	3,063件	64.2億円
青森県	51件	1.2億円
岩手県	1,168件	30.3億円
福島県	3,167件	58.8億円
茨城県	863件	16.5億円
千葉県	403件	8.0億円

【出典】宮城県調べ（令和3年9月末時点）

3 宮城県（仙台市含む）における災害援護資金の償還状況等



「未償還」：現時点での債権残高（支払期日が到来していない金額が含まれる）
「完済」：繰上償還等により、現に完済されている金額
「滞納見込み」：現時点での滞納額 + 支払期日未到来分のうち滞納が見込まれる額
「償還予定」：当初の償還計画どおりに支払が進捗している債権

【出典】宮城県調べ（令和3年6月末時点）